

# 八幡浜商工会議所会報広告等掲載規則

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡浜商工会議所（以下「商工会議所」という）が発行する会報への掲載及び折込みに関しその掲載料等を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載および折込みの内容が公序良俗に反する場合および営利活動を営む非会員事業所の掲載および折込みは断ることとする。

2 折込み広告は発刊予定の20日前までにその内容の提示をもとめ、3日前までに納入とする。

(掲載料の徴収)

第3条 商工会議所は、会報への広告掲載および折込みに際しその掲載料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、官公庁の広告掲載および折込みについては掲載料等を減免することができる。

(広告掲載および折込みの額)

第3条 前条第1項の掲載料・折込み料は次の表に掲げるとおりとする。

2 紙面掲載は他のページとの構成から原則無地（白黒）とするが、将来にわたってカラー刷りの際はこの限りではない。この場合の掲載料はおって検討、改正する。

広告掲載料および折込み料(税込み)

区 分	単 位	金額（無地）	備 考
広 告 料	1 回	4,000円	会議所議員広告料
ページ広告料	1 ページ	30,000円	
	1/2 ページ	20,000円	
	1/4 ページ	10,000円	
	1/8 ページ	5,000円	
会報折込み料	1 枚 (B5/A4)	10円	1 枚 (用紙) × 単価 × 枚数
	1 枚 (B4/A3)	20円	

(掲載料の納付等)

第4条 掲載料は、現金をもってこれを納付するものとする。

附則

この規則は、平成25年6月20日から施行する。

沿革

平成25年6月20日 新設